平成２７年（フ）第４６号
兵庫県宝塚市谷口町１番３―503号
債務者　亀井真理子
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第６０号
兵庫県伊丹市東野１丁目25番地　303号
債務者　北洞　光代
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第５９号
愛媛県松山市余戸中６丁目12番１号　ディアス余戸Ａ105号
債務者　山下　　直
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７７号
愛媛県松山市清住２丁目1135番地１　バリュアブルＤ―202号
債務者　園部　美幸
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４３号
長崎県長崎市若竹町33番１―505号、旧住所長崎県長崎市西北町17番22号
債務者　鈴田智恵子
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５８号
福岡市南区日佐５丁目９番５号、申立時の住所宮崎市大字新名爪1206番地１　桜俊館
債務者　秦　　順子
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第９３号
宮崎県西都市大字妻909番地14
債務者　尾崎　由紀
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２４号
石川県小松市吉竹町ヌ486番地１　市営住宅55―322号
債務者　吉田　敬子
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第８０号
京都市伏見区久我本町12―11　朝日プラザ伏見桂川1002号、住民票上の住所福井県坂井市春江町江留中第30号10番地13
債務者　舟木　高男
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８１号
京都市伏見区久我本町12―11　朝日プラザ伏見桂川1002号、住民票上の住所福井県坂井市春江町江留中第30号10番地13
債務者　舟木　節子
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８９号
福井県大野市下丁第17号２番地２、旧住所静岡県駿東郡長泉町下土狩1169番地の１　シャルマンコーポ鮎壷公園501号
債務者　富田　智幸
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９４号
福井市光陽４丁目２番27号　ドミール光陽207
債務者　大久保和惠
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４８号
長野県東筑摩郡山形村2606番地１　ＴＥＲＲＡＣＥ　ＨＯＵＳＥ　ＮＧＹ　ＡＡＡ202号
債務者　室田　幸一
1　決定年月日時　平成27年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第６４号
長野県東筑摩郡朝日村大字古見3689番地６
債務者　深澤　正子
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第６９号
大分市高江南１丁目31番地の３
債務者　宮崎美佐子
1　決定年月日時　平成27年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第９６号
大分県別府市大字南立石1871番地の24
債務者　佐藤　智子
1　決定年月日時　平成27年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第９７号
大分県臼杵市大字前田700番地の１　荒田12住宅（もえぎ）301号
債務者　東村　理恵
1　決定年月日時　平成27年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係